

平成28年度 民間資金等活用事業調査費補助事業

上工下水デューデュリジェンス調査

(調査対象箇所：宮城県)

【調査主体】宮城県

調査対象事業の概要／施設の概要

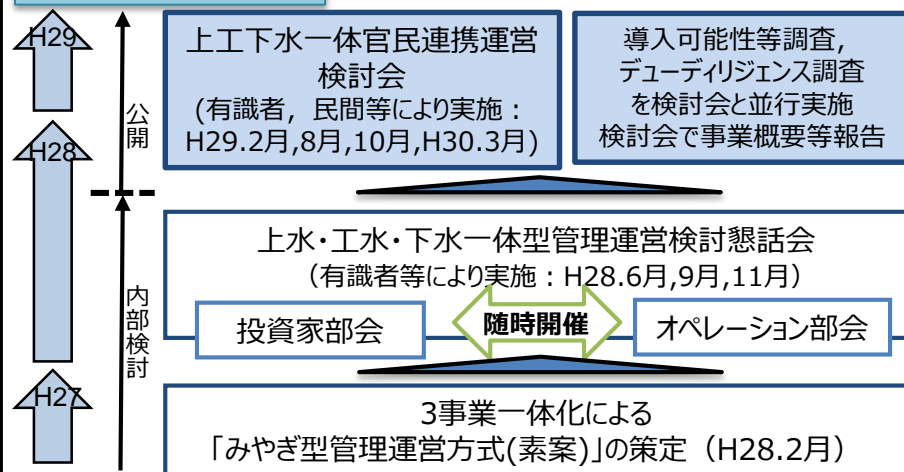
【調査対象事業】

・県が運営する水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業について、スケールメリットの発現と民間の力の活用によるコスト削減等により経営基盤の強化を図るため、3事業を一体として運営するもの

【施設の概要】

	浄水・処理施設	契約水量等 (m3/日)	管路延長 (km)
水道用水供給事業 (2事業)	3浄水場	312,450	333
工業用水道事業 (3事業)	2浄水場	80,060	150
流域下水道事業 (4事業)	4浄化センター	227,000	166

検討経緯等



事業化に向けて解決すべき課題及び検討すべき内容

【事業化に向けて解決すべき課題】

公共施設等運営事業は、既存の施設や事業を対象として実施されるものであり、応募者の提案に基づいた質の向上による効率的・安定的な事業の実施のためには、民間事業者の募集及び選定に当たり、詳細なデータを応募者に開示し、応募者は開示された情報の精査により、応募収益の見込額や事業運営コスト、事業運営上のリスクを把握することが可能となる。また、収支シミュレーションによる運営権対価の算出にも活用される。このため、デューデュリジェンス調査を通じて正確な現状把握を行う必要がある。

【検討すべき内容】

検討課題	主な内容
資産DD (固定資産の把握整理, 施設情報の把握整理)	各事業に供している資産について固定資産台帳の整備状況の確認や現物確認等を実施するとともに、各事業に関連する契約・協定等の状況の確認・整理を行う。
財務DD (地方公営企業会計財務諸表の分析, キャッシュフローモデルの分析・検討)	対象となる上工下水道事業の経営成績等を適切に把握し、民間投資者による投資意思決定の検討に資する財務関連情報の整理及び、導入可能性調査で実施される収支シミュレーションの実施に必要な基礎情報を提供する。
法務DD (契約・協定一覧表の作成, 契約・協定のレビュー, 過去の訴訟・係争中案件の確認)	上工下水事業を民間事業者が実施するにあたり、民間事業者が承継する契約・協定等の適法性及び法的な位置づけを把握すると共に、事業を行う上で必要となる届出・許認可等の状況を確認し、事業価値に重大な影響を与え得る法的リスクを把握すること、及び潜在的な法的課題の有無を把握する。

上工下水デューデリジェンス調査 (調査対象箇所：宮城県)

【調査主体】宮城県

調査の流れ／調査内容

【実施目的】

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に則り、宮城県の水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる、施設の現状把握、施設情報、事業情報の整理等を行う。

【実施内容】

- 1 資産デューデリジェンス調査
 - ・上水・工水事業の固定資産の現況調査
 - ・上水・工水事業の施設情報の把握整理
 - ・上水・工水事業の更新投資の推計
 - ・下水事業の資産調査
- 2 財務デューデリジェンス調査
 - ・上水・工水事業の財務調査
 - ・下水事業の財務調査
- 3 法務デューデリジェンス調査

事業化検討

情報開示資料作成のための基礎情報の整理

みやぎ型管理運営方式導入可能性調査における情報開示資料の作成

3事業を一体とし民間の力を最大限活用するスキーム構築資料として活用

【実施結果】

- 1 資産デューデリジェンス調査
 - ・施設概要資料（上水・工水）
 - ・運営権設定対象資産リスト・機器リスト（上水・工水）
 - ・売却物品一覧表（上水・工水）
 - ・施設情報の整理・維持管理の状況
 - ・更新投資の推計
 - ・下水道データ
- 2 財務デューデリジェンス調査
 - ・財務デューデリジェンス報告書
- 3 法務デューデリジェンス調査
 - ・許認可協定等整理表
 - ・訴訟・係争中案件の確認結果

今後の進め方

平成30年度以降のスケジュール（案）

平成30年度

- ・情報開示資料公表
- ・実施方針案の公表
- ・事業説明
- ・募集要項等の公表

平成31年度

- ・第一次審査
- ・競争的対話の実施
- ・第二次審査
- ・優先交渉権者選定

平成32年度～

- ・運営権設定
- ・実施契約締結
- ・業務引継ぎ
- ・事業開始

想定される課題

今後、特に平成30年度は、実施方針の策定、特定事業の選定、募集要項の作成等において、○民間意向の追加調査、情報開示資料の取りまとめ、開示時期・開示方法の検討、○事業者選定方法の検討、運営権対価と利用料金の按分方法、要求水準の規定、モニタリング計画等の具体検討、○事業収支の策定、VFMの算定等を行う必要がある。この一連の業務を進める上では、法律や会計等の専門的な知見が必要なことから、検討に関する業務を委託するとともに、事業の将来見通しを明確にしながら、各事項に齟齬が生じることのないよう、慎重かつ効率的に業務を進める必要がある。